

復興庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令（案）

令和7年 月 日
復興庁訓令第 号

復興庁行政文書管理規則（平成24年復興庁訓令第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">復興庁行政文書管理規則</p> <p>目次、第1章、第2章、第3章、第4章、第5章、第6章、第7章、第8章、第9章（略）</p> <p>第10章 秘密文書等の管理 （<u>特定秘密又は重要経済安保情報</u>以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理）</p> <p>第30条 <u>特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）又は重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）</u>以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（<u>特定秘密である情報又は重要経済安保情報</u>を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）については次に掲げるとおり管理するものとする。</p> <p>(1)～(10)（略）</p> <p>第11章（略）</p>	<p style="text-align: center;">復興庁行政文書管理規則</p> <p>目次、第1章、第2章、第3章、第4章、第5章、第6章、第7章、第8章、第9章（略）</p> <p>第10章 秘密文書等の管理 （<u>特定秘密</u>以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理）</p> <p>第30条 <u>特定秘密</u>以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u>以下「秘密文書」という。）については次に掲げるとおり管理するものとする。</p> <p>(1)～(10)（略）</p> <p>第11章（略）</p>

改正後				
別表第1 行政文書の保存期間基準				
事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯				
1	法律の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)~(5) (略)		
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書(一の項ト)	20年 ・官報 ・公布裁可書(御署名原本)
		(7) (略)		
2	条約その他 の国際約束 の締結及び その経緯	(1)~(5) (略)		
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書(二の項ニ)	20年 (保存 期間満 了時の 措置を 廃棄の 措置と 定めた 文書(経 済協力 関係等 で定型 化し、重 要性が ないも の)につ いては 30年)
		(7) (略)		
3	政令の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)~(5) (略)		
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書(一の項ト)	20年 ・官報 ・公布裁可書(御署名原本)
		(7) (略)		
4	復興庁令そ の他の規則 の制定又は 改廃及びそ の経緯	(1)~(3) (略)		
		(4)官報公示	官報公示に関する文書(一の項 ト)	20年 ・官報
		(5) (略)		

改正前				
別表第1 行政文書の保存期間基準				
事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯				
1	法律の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)~(5) (略)		
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書(一の項ト)	20年 ・官報の写し ・公布裁可書(御署名原本)
		(7) (略)		
2	条約その他 の国際約束 の締結及び その経緯	(1)~(5) (略)		
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書(二の項ニ)	20年 (保存 期間満 了時の 措置を 廃棄の 措置と 定めた 文書(経 済協力 関係等 で定型 化し、重 要性が ないも の)につ いては 30年)
		(7) (略)		
3	政令の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)~(5) (略)		
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書(一の項ト)	20年 ・官報の写し ・公布裁可書(御署名原本)
		(7) (略)		
4	復興庁令そ の他の規則 の制定又は 改廃及びそ の経緯	(1)~(3) (略)		
		(4)官報公示	官報公示に関する文書(一の項 ト)	20年 ・官報の写し
		(5) (略)		

5～13 (略)					
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①～④ (略)	10年	・官報
		(2) (略)	⑤官報公示に関する文書(二十の項ハ)		
15～30 (略)					
備考 (略)					

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方
(略)

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)～(5)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

また、重要経済安保情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、重要経済安保情報保護活用法、重要経済安保情報保護活用法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(4)～(5) (略)

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第10章及び別表第2の重要経済安保情報に係る規定については、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和6年法律第27号)の施行の日(令和7年5月16日)から施行する。

5～13 (略)					
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①～④ (略)	10年	・官報の写し
		(2) (略)	⑤官報公示に関する文書(二十の項ハ)		
15～30 (略)					
備考 (略)					

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方
(略)

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)～(5)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 特定秘密である情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(4)～(5) (略)